

令和2年度予算編成方針

令和2年10月

総務部財政課

財 号 外
令和元年10月28日

各 部 等 の 長 様

総 務 部 長

令和2年度予算編成について（通知）

我が国の経済動向は、輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録するなかで設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境が改善し、個人消費の持ち直しが続くなど、緩やかな回復が続いている。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性等から不透明感が増しており、国内においては、国・地方を合わせた債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、さらなる増加が見込まれるなど、引き続き厳しい状況にある。

こうした中、国では、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、経済成長と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指し、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組んでいる。特に、令和2年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「同2019」に基づき経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き「新経済・財政再生計画」で定める目安に沿った予算編成を行うとしている。また、国の令和2年度予算概算要求では、地方交付税が出口ベースで前年対比4.0パーセントの増となっているが、今後の国の動向等によっては変動することも十分予想される。

これまで本市では、行財政改革等の推進及び堅実な財政運営により、健全財政を堅持してきた。しかしながら、歳入の約3割を占める市税は、景気の動向や国の制度改正等に左右され、今後もこの水準を維持できるかどうかは不透明な部分が多い。一方、歳出については、保育需要や医療・介護給付の増大に対応するための社会保障関係経費が大幅に増えており、財政を圧迫する一因となっている。これに加え、近年、多額の投資的事業に伴い発行してきた地方債の残高は依然として高い水準にあるとともに、その元金償還に伴い、公債費の増大が避けられない状況にある。また、市有施設の維持管理や老朽化に伴う修繕にかかる費用、次年度から始まる会計年度任用職員の報酬など、経常的な経費が今後も高い水準で続くことが見込まれる。ふるさと納税

については、国による制度改正の影響を受けて大きく減少しており、今後の財政運営に少なからぬ影響を及ぼすことから、その動向には注意が必要である。

このような財政運営を取り巻く環境下にあっては、将来の市政運営に支障をきたすことがないように、健全で持続可能な財政を堅持することが必要不可欠であり、歳入確保による財源捻出や経費節減に努め、最少の経費で最大の効果を発揮する取組が求められている。

これらを踏まえ、令和2年度予算は、第七次天童市総合計画の推進を支える礎として健全財政を確保するとともに、緊急度や優先度に応じた事業の取捨選択を基本にしつつ、各種施策の推進を図ることで、本市の堅実な市政運営を目指すものとする。

以上の考え方を踏まえた上で、以下の基本方針に沿って予算編成を行うこととする。この旨、命によって通知する。

記

1 重点事項

(1) 継続的・計画的な施策の推進

事業の継続性、計画性を確保する観点から、第七次天童市総合計画における施策の方向性について十分に留意し、3か年実施計画に計上した事業についてのみ予算要求すること。

新規及び拡充事業については、事業の必要性・緊急性、成果見込み等の検証を多方面から行うとともに、十分に精査した制度設計のもとに予算要求すること。政策課題検討会議や3か年実施計画での整理が不十分な事業の予算要求は認めないこと。

(2) シーリング等に基づく予算要求

歳出においては、シーリング対象とする経費（需用費、役務費）について、前年度当初予算額以内の額を要求すること。これが達成されていない予算要求は原則、認めないこと。

(3) 中長期的視点に立った財政運営と予算編成

財政計画を踏まえ、持続可能な自治体経営に向け、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すとともに、複数年度の財政運営を見越した予算編成とすること。

起債等については、後年度への過度な財政負担とならないよう、地方交付税措置等財政支援が講じられる起債の活用を努めること。

2 歳入関係

(1) 市税等の確保

市税は財政の根幹を担う非常に重要な財源であることから、市税などの収入に

については、引き続き徴収の努力を行い、収納率のより一層の向上を図ること。また、その積算にあたっては、正確性を期すこと。

(2) 国庫補助金等の特定財源の確保

自らの事業は自らが財源確保するという意識のもと、安易に一般財源に頼ることなく、国・県の補助金等広く情報を収集し、可能な限り取り入れるなど、起債を除く特定財源の確保に努めること。

(3) 基金の活用

交通安全基金及び教育振興基金等の特定基金については、その設置の目的に合致し、適切と認める事業の財源として、その活用を図ること。

3 歳出関係

(1) 費用対効果の高い予算編成

新規、継続を問わず、安易に前年を踏襲することなく、事業の目的を達成するために、最少の経費投入で最大の効果を生む方法であるかを十分に検討すること。

また、市民にその必要性と効果を説明できるものとなっているかをあらためて検証すること。

(2) 経費節減に向けた事務事業見直し

個々の事務事業について、新規・継続を問わず、既成概念にとらわれない見直しと徹底した経費節減を行うこと。

3か年実施計画における優先度の低い事業及び今後の成果・効果が見込めない事務事業については、廃止や中止も視野に入れた検討を踏まえること。

(3) 投資的事業の見直し

普通建設事業費については、新規・継続を問わず、徹底した経費節減は当然ながら、3か年実施計画への計上をもって安易に予算要求することなく、後年度に向けた平準化や事業の縮小等の見直しを行ったうえで予算要求すること。

特に、起債以外の特定財源のない事業については、廃止も視野に入れた見直しを行ったうえで予算要求すること。

4 個別事項

(1) 社会保障関係経費の増加への適切な対応

市民のセーフティネットを維持するための社会保障関係経費については、過大な予算要求とならないよう、必要額を適切に見積ること。

(2) ふるさと納税の推進

地方創生に取り組む自治体の支援としても期待されているふるさと納税制度については、他自治体での取組や地方財政上での取扱に注意しつつ、制度の趣旨を尊重しながら推進を図ること。

(3) 特別会計及び公営企業会計における合理化・効率化の徹底

特別会計及び公営企業会計についても一般会計に準じた予算編成とすること。

独立採算の原則に基づき、受益者負担の適正化に取り組むとともに、これまで以上の経営の合理化・効率化や経費節減に努め、収支の均衡を図ること。

特別会計及び公営企業会計への繰出しは、国の繰出基準に基づくものとし、これによらない繰出し・繰入れは原則行わないこと。なお、例外的に内部ルール等に伴い国の繰出基準外の繰出しを行う場合は、徹底した経費節減と歳入確保が具体的に行われているものであること。

5 全般的事項

(1) 市民の声の反映

まちづくり懇談会、市民満足度・重要度アンケート調査等を予算編成に活かし、行政の役割、費用対効果等を踏まえたうえで、市民ニーズに即した予算編成とすること。

(2) 部等内での意思決定等

各部等内での意思決定を経たうえで予算要求を行うこと。

複数の部課等に関係する事業については、関係部課等間での協議・調整を行うこと。

(3) 総計予算主義の原則の遵守

予算要求は、年間を通じて予定される全ての収入・支出を、もれなく見積もること。安易に補正予算を前提にした予算要求は行わないこと。

(4) 適切な予算見積もりの徹底

歳入・歳出とも過大な見積もりは厳に慎み、事業ごとに十分に精査を行い、積算根拠を明確にすること。

(5) 国・県の動向の適切な把握

税制改正や補助金・交付金に限らず、本市に影響を及ぼすものについては、国の各省庁や県の動向、制度改正等に関する情報の収集と的確な把握を行い、適切に予算要求に反映させること。

(6) 地方自治法施行規則改正に伴う対応

令和2年4月1日施行予定の改正地方自治法施行規則の規定により、7節が廃止となる。これに伴い、これまで同節に計上していた予算の会計年度任用職員への移行や人夫賃の他科目への振替等が必要となるので、漏れのないようにすること。